





● 市民自治の確立をめざして、様々な取組を進めています。

主な取組成果と
取組予定

	平成17年度 条例施行1年目	平成18年度 条例施行2年目
総合コンタクトセンター 条例第28条	11月に、効率的な行政運営を実現するため、総合的に一元化された市民の問い合わせ窓口（サンキューコールかわさき）を開設しました。	市政に関するお問い合わせやご意見、ご相談などを受け付けるサンキューコールかわさきの本格運用を開始します。4月から運用日時を年中無休の午前8時から午後9時に拡大します。 【サンキューコールかわさき】 ☎ 044-200-3939
情報共有 条例第27条	 	市民生活や事業活動に密接な関係をもつ要綱情報のホームページへの掲載の拡充に向けた検討を始めます。
パブリックコメント手続 条例第30条	条例の制定や計画の策定などに際し、市民の皆さんのご意見をお聴きする機会づくりに努めました。また、統一のルール化のための検討を行いました。	年度内に、自治基本条例に基づく「市民参加」の観点と、「行政手続の透明性の向上」の観点を併せ持った仕組みとして制度化（条例制定）を予定します。
住民投票制度 条例第31条	12月に公募市民と学識者で構成される「川崎市住民投票制度検討委員会」を設置し、対象事項や発議資格・投票資格、投票運動などの論点について議論しました。詳しくは、ホームページ Web自治基本条例 をご覧ください。	引き続き検討委員会での検討を行い、市民の皆さんを対象としたフォーラムの開催などを経て、8月を目途に検討委員会報告書が市長に提出される予定になっています。その後、報告書の内容を踏まえて、制度化（条例制定）に向けた検討を進めていきます。
協働の推進 条例第32条	 	市民と市が協働する際の基本的な考え方、手法等を定める「協働のルール」を、公募市民と学識経験者で構成する委員会の検討を基に策定する予定です。
評価 条例第17条	10月に公募市民と学識者で構成される「川崎市政策評価委員会」を立ち上げ、市の施策に係る評価手法等について調査審議しました。	平成17年度に実施した施策評価の結果と政策評価委員会の審議結果をとりまとめ、9月を目途に公表していく予定です。市民の皆さんから頂いたご意見については、施策や事業への適切な反映をめざします。
区民会議 条例第22条	7月から各区で区民会議を試行し、地域社会の課題の解決に向けた調査審議を行うとともに、区民会議制度について審議しました。試行の区民会議からの意見を踏まえて、平成18年3月に「川崎市区民会議条例」が制定されました。詳しくは、ホームページ Web自治基本条例 をご覧ください。	4月1日に川崎市区民会議条例が施行され、各区で委員の募集や選任など区民会議開催の準備を行います。7月頃には各区で第1回区民会議を開催する予定です。各区の区民会議では、参加と協働により地域社会の課題を解決する方法など、暮らしやすい地域社会をつくるための調査審議を行います。
区役所の組織・機能等の整備 条例第21条	「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」を目指して、放置自転車対策など身近な環境整備に取り組む体制、総合的なこども支援の体制、区民との協働を推進する体制など区役所の体制を整備するとともに、区役所と関係局との連携体制の構築を進めました。	区役所が地域の課題を発見し解決する市民協働の拠点として、区における総合行政を推進するために、区予算の充実、区の体制の強化、区を支える市の体制や区の課題を調整する機能の整備などを進めます。

● お問い合わせ先

〒210-8577（住所はなくても届きます）

かわさきし そうごうきかくきょく じちせいさくぶ

川崎市総合企画局自治政策部

Web自治基本条例 > <http://www.city.kawasaki.jp/20/bunken/home/site/jichi/index.htm>

平成18(2006)年4月

☎ 電話044-200-3708

FAX ファクス044-200-3800

✉ 電子メール20zit@city.kawasaki.jp



活力とうるおいのある
市民都市・川崎へ

進めています！
市民自治

川崎市自治基本条例

平成17年4月1日施行



川崎市自治基本条例は、

市民が主役の市民自治確立を目的とし、
自治の基本理念を明らかにし、自治を営むための3つの基本原則を定めています。

川崎市に暮らす人々をはじめ、市内に通勤、通学する人たちや市内で市民活動を行う団体など、川崎市に関係する大勢の人たちと手を取りあって暮らしやすい地域社会を築いていきます。



自治の基本理念

- **市民の自治**
市民は手を取りあい、力を合わせて地域社会の課題を自ら解決していきます。
- **市民の手による自治**
市民は市民の福祉を実現するために市の運営に主体的にかかわっていきます。
- **市民のための自治**
市は、自立した自治体として市民が暮らしやすい地域社会を実現するよう市を運営していきます。



かわさき丸の乗組員たち
(川崎市の自治を担う主体)

かわさき丸の乗組員は、それぞれの役割をしっかりと果たしながら、安全な航海のために力を合わせていきます。

かわさき丸の上では...
・目標のためにはどう進めればよいか、乗組員みんなで話し合って進路を定めたり、計画を練っています。
このようなことが“参加”にあたります。



かわさき丸の上では...
・帆の上げ下げや船体の維持管理、乗組員のための料理づくりなど快適な航海を送るために必要な作業を、それぞれの役割に基づいて分担し協力し合っています。
このようなことが“協働”にあたります。

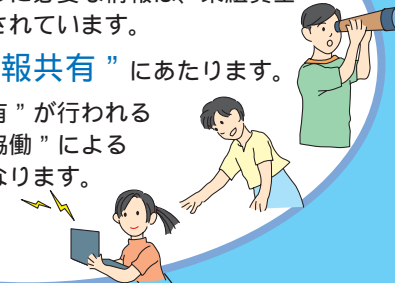


かわさき丸の上では...

・安全に船を進めるために必要な情報は、乗組員全体に知らされ、共有されています。

このようなことが“情報共有”にあたります。

・このように“情報共有”が行われることは“参加”と“協働”による安全な航海の基礎になります。



活力と
うるおいのある
市民都市

自治運営の基本原則

情報共有の原則

- 市が持っている情報は市民の財産です。そのため市は、情報の適切な発信と管理を市民からゆだねられていると考えています。市民は、市が持っている情報にいつでもアクセスし、それを活用することによって、身の回りの課題を解決したり、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”の原則と位置づけます。また、この原則は市民の参加や協働の取り組みを広げるためにも必要なものです。

参加の原則

- 誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市政に市民が主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をすることなどによって、市民の多様なニーズの中から課題に対する必要な解決方法を選択していく。これを“参加”の原則と位置づけます。

協働の原則

- 市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置づけます。市民も自らの発言と行動に責任をもつことが必要であり、これは参加の場合についてもいえるものです。